



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



新緑が眩しい季節です。いかがお過ごしでしょうか。

この4月から子供たちが就職して、二人とも家を出ていきました。普段は私も仕事をしていると、あまり感じることはないのですが、休みの日に家にいると、子供の声はしないんだな…と少々寂しい風が吹きます。いたらいたで、面倒だったのですが（笑）

社会人として始まったばかりですが、元気に過ごして行ってほしいです。

★気になる相場★

～社員への死亡弔慰金の相場～



【死亡弔慰金】	（業務外の場合）	（円）		
		一律定額支給の企業		
		勤続年数に応じて支給額を変える企業		
		満1年	満10年	満30年
最高額	5,000,000	2,500,000	3,500,000	13,860,000
最低額	30,000	20,000	50,000	50,000
最多回答額	250,000	100,000	200,000	300,000

*日本実業出版社（2018年6月調査）

★5月のお仕事カレンダー



5/10	● 4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
5/15	● 障害者雇用納付金の申告と納付期限 ● 障害者雇用調整金の申請期限
5/31	● 4月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 3月決算法人の確定申告と納税・9月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 自動車税（都道府県の指定日まで）・軽自動車税の納付（市町村の指定日まで）

★改正情報★



～月60時間を超えた残業・休日出勤の割増率が 50%に上がりました～

この4月から中小企業も、月60時間以上の残業・法定外休日労働の割増賃金率が25%から50%に引き上げられています。

1か月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は、50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜（22：00～5：00）の時間帯に1か月60時間を超える法定時間外労働を行わせた場合は、深夜割増賃金率25%以上＋時間外割増賃金率50%以上＝75%以上となります。1か月60時間の法定時間外労働の算定には、法定休日（例えば日曜日）に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日（例えば土曜日）に行った法定時間外労働は含まれます。

労働条件を明示する観点や割増賃金の計算を簡便にする観点から、法定休日とそれ以外の休日を明確に分けておくことが大切です。

**パートタイマーの雇用で
注意しないとイケないこと。**

人材確保をする上での選択肢として、パートタイマーの雇用があります。パートタイマーを雇うことで人員配置の調整がしやすく、例えば忙しい時間帯や時期に多めに入れてもらう、逆に閑散期には少なめに働いてもらう、など融通が利きやすいことがメリットでしょう。また、パートタイマーに担ってもらう仕事内容は、正社員に比べてマニュアル化しやすい定型業務が多く、仕事の難易度は高くないことが一般的なので、その分、給与の単価も低い傾向にあります。ですが、労働法の中では、正社員もパートも区別はありません。一定の条件を満たせば、正社員と同様に扱われます。一般的に取り扱いを間違えやすいことを挙げてみました。

- 雇い入れ時に労働条件を書面で明示する（労働条件通知書、雇用契約書）
- 就業規則の作成
- 労働時間は1日8時間、1週間40時間以内で。
- 休憩時間は労働時間が6時間以上の場合は最低45分、8時間以上は最低1時間取らせること。
- 給与の金額は最低賃金以上。残業や深夜勤務には、割増賃金の支払い。
- 有給休暇は、雇用形態に関わらず与えること。週1回勤務のパートタイマーも有給休暇は付与します。付与のは労働日数や勤続日数によって決まっています。
- 労災保険は、全ての労働者が加入対象。（個別の手続きは必要ありません。）
- 雇用保険は、30日以上勤務する見込みがあり、週20時間以上働くパートタイマーは加入。
- 健康保険・厚生年金保険は、正社員の4分の3以上の日数・時間数を働くパートは加入。（会社の規模によっては、週20時間以上働くパートタイマーも加入対象となる場合があります。）
- 解雇の予告、雇止めなども、取り扱いは正社員と変わらないため、パートだからといって簡単に解雇等はできないと考えましょう。
- 母性保護、産前産後、育児休業、介護休業などの法律も、変わらず適用されます。
- 同一労働同一賃金。正社員と仕事内容が変わらないなら、賃金・福利厚生に差をつけてはなりません。

冒頭、パートタイマーは人員配置に融通が利くのでメリットがあるとお話ししましたが、パートだからと言って法律が免除されることはありません。最近、パートであっても法律の主張をしてくることは多いため、きちんと知って、正しく雇用をしていくことが大切です。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

